

令和8年2月24日提出（その3）

令和8年2月定例県議会付議案

鳥 取 県

令和 8 年 2 月定例県議会付議案

目 次

議案第 3 3 号	鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例……………	1
議案第 3 4 号	鳥取県基金条例の一部を改正する条例……………	11
議案第 3 5 号	鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正 する条例……………	19
議案第 3 6 号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例……………	22
議案第 3 7 号	鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例……………	25
議案第 3 8 号	鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	27
議案第 3 9 号	鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例……………	32
議案第 4 0 号	鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例……………	40
議案第 4 1 号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	46
議案第 4 2 号	鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	49
議案第 4 3 号	鳥取県採石条例の一部を改正する条例……………	54
議案第 4 4 号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例…	57
議案第 4 5 号	工事請負契約（鳥取県地域衛星通信ネットワーク等更新工事）の締 結についての議決の一部変更について……………	63
議案第 4 6 号	財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）につい て……………	64

議案第47号	財産を無償で貸し付けること（米子コンベンションセンター用地） について……………	66
議案第48号	財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）に ついて……………	67
議案第49号	財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）についての議 決の一部変更について……………	69
議案第50号	財産を無償で貸し付けること（（元）鳥取大学整備事業用地）につ いて……………	71
議案第51号	財産を無償で貸し付けること（皆生養護学校敷地）について……………	72
議案第52号	財産を無償で貸し付けること（鳥取県学生寮用地）について……………	73
議案第53号	財産を無償で譲渡すること（県営住宅土師百井団地）について……………	74
議案第54号	財産を無償で譲渡すること（県営住宅栄第1団地）について……………	75
議案第55号	財産を無償で譲渡すること（県営住宅浜の上第1団地）について……………	76
議案第56号	財産を無償で譲渡すること（県営住宅伯南第1団地及び伯南第2団 地）について……………	77
議案第57号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	79
議案第58号	鳥取地区工業用水道における水質変化を原因とする製品被害に係る 和解について……………	81
議案第59号	権利の放棄（県営住宅家賃等）について……………	83
議案第60号	権利の放棄（鳥取県育英奨学資金貸付金返還金）について……………	84
議案第61号	権利の放棄（病院事業診療費）について……………	85
議案第62号	包括外部監査契約の締結について……………	88

議案第63号	県道の路線の廃止（網代港大岩停車場線）について……………	89
議案第64号	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について……………	90
議案第65号	第2次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画の策定について……………	95
議案第66号	専決処分の承認について……………	96
	(1) 令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第9号）……………	97
	(2) 令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第1号）……	106
	(3) 令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第10号）……………	107

条

例

議案第33号

鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例

次のおり鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条

第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対し、県及び県内市町村が拠出した基金を活用して支援金を交付するための措置を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図り、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とす

る。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国における刑罰法令に規定する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）その他特にその被害者の支援を要するものとして知事が別に定める行為をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を受けた者（法人その他の団体を除く。）で参加市町村（第6条第1項の規定による参加の申出をした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に住所を有するもの及びこれに準ずるものとして知事が別に定める者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者並びに犯罪被害者の親族その他の知事が別に定める関係者で参加市町村に住所を有するもの及びこれに準ずるものとして知事が別に定める者をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上に及び、又は及ぶと認められるものをいう。
- (5) 重度の障がい 負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上又は精神上の障がいであることにより知事が別に定める程度のものをいう。

(6) 児童 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 満18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者

イ 満20歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者（アに該当する者を除く。）であって、高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程その他これらに相当するものとして知事が別に定めるものに在籍している者

(支援金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、犯罪被害者等に対して、次の各号に掲げる支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(1) 死亡・重傷病緊急支援金

(2) 転居・防犯対策緊急支援金

(3) 生活維持緊急支援金

(4) 再提訴等支援金

(5) 遺児等支援金

2 支援金は、別表の左欄に掲げる支援金の種類に応じ、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に定める額以下の額を交付する。

3 前項に定めるもののほか、支援金の交付の対象者、額、交付の申請その他の手続その他交付に関し必要な事項は、参加市町村と協議の上、

知事が別に定める。

4 県は、犯罪行為を行った者又はその関係者から第1項第2号又は第4号に掲げる支援金に相当する損害（訴訟費用を含む。）の填補又は賠償が当該支援金の交付を受けた者（以下この項において「既交付者」という。）にされたときは、知事が別に定めるところにより、既交付者に対し、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（基金の積立て）

第4条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県犯罪被害者等支援基金（以下「基金」という。）として積み立てる額は、県及び参加市町村が拠出する額並びに県民等から収受した寄付金等の合計額とする。

2 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。

（参加市町村への報告）

第5条 知事は、毎年度、基金の管理及び処分の状況を参加市町村に報告するものとする。

（参加の申出等）

第6条 この条例で定める制度（以下「犯罪被害者等支援制度」という。）に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、その旨を知事に申し出なければならない。

2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第4条第2項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額のうち、当該年度に拠出す

る額を基金に拠出しなければならない。

3 新たに第1項の申出を行う市町村が当該申出をした年度の翌年度以降に基金に拠出すべき額は、第4条第2項の規定にかかわらず、既に参加している参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。

4 犯罪被害者等支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、その旨を知事に届け出なければならぬ。

5 前項の届出をした市町村には、当該市町村が拠出した額の範囲内において参加市町村に協議して知事が定める額を基金から返還するものとする。

6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における犯罪被害者等支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項、第4条第2項及び第6条並びに附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項第1号から第3号までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為について適用する。

3 第3条第1項第4号の規定は、施行日以後にする別表の再提訴等支援金の項中欄に規定する訴訟の提起について適用する。

(基金への抛出の用途)

4 この条例の施行後5年を経過する日までに県及び参加市町村が基金に抛出する額の用途は、合わせて5,000万円とする。

(基金に抛出すべき額等の検討)

5 前項の規定にかかわらず、知事は、基金の残高が2,000万円を下回ることが見込まれる場合その他必要があると認める場合は、新たに基金に抛出すべき額その他必要な事項を参加市町村に協議するものとする。

(鳥取県基金条例の一部改正)

6 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）	別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処	処分事由
略				
34 鳥取県立高等学校教育改革促進基金	産業イノベーションの育成に資する事業その他の高等学校の改革を先導する拠点高創出のための施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処	処分事由
略				
34 鳥取県立高等学校教育改革促進基金	産業イノベーションの育成に資する事業その他の高等学校の改革を先導する拠点高創出のための施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。

35 鳥取犯被害者支援基金	鳥取県犯罪被害者等に対する交付に関する条例（令和8年鳥取県条例第3号）第1項各号に規定する交付に要する経費に充てると。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に当該基金に積立て	<p>(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 鳥取県犯罪被害者等に対する交付金の交付に関する条例第6条第5項の規定による返還の財源に充てると</p>
---------------	---	-----------------	---------------------	--

--	--	--	--

別表（第3条関係）

種類	対象者	交付の上限額

死亡・重傷病 緊急支援金	死亡	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族	1の犯罪被害（犯罪行為による被害をいう。以下同じ。）につき100万円
	重傷病	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により重傷病を負った犯罪被害者	1の犯罪被害につき50万円
転居・防犯対策緊急支援金		殺人、強盗、不同意性交、ストーカー行為その他の知事が別に定める犯罪に係る犯罪被害者又は当該犯罪の行われた時に同居していた親族その他の知事が別に定める関係者であつて、犯罪被害に起因して転居又は防犯対策の強化が必要となつたと認められるもの	1の犯罪被害につき、20万円と転居又は防犯対策の強化に要する額のいずれか低い額
生活維持緊急支援金		犯罪被害に起因して生計の維持が一時的に困難となつたと認められる犯罪被害者等	1の犯罪被害につき、30万円と犯罪被害の額に相当する額のいずれか低い額
再提訴等支援金		犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病を負つた犯罪被害者であつて、当該犯罪行為を行つた者又はその関係者に対する損害賠償請求権の債務名義につき、その時効を更新するため再度の訴訟を提起する者その他の犯罪行為から相当の期間が経過した後に訴訟を提起することについて特に支援を要するものとして知事が別に定める者	1の訴訟につき、33万円と裁判所に納付した手数料等の費用に相当する額のいずれか低い額
遺児等支援金		犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡し、又は重度の障がいを負つた犯罪被害者の子、兄弟姉妹その他の知事が別に定める関係者である児童	児童1人1年につき、当該児童の年齢等に 応じ知事が別に定める額
備考			

- 1 転居・防犯対策緊急支援金は、転居先において当初の犯罪被害に起因した副次的な被害又は再度の被害が生ずるおそれが高いと認められるときその他の再度の転居が必要であると認められる場合には、1回に限り再度交付することができる。この場合において、再度の転居は新たな犯罪被害に係るものとみなして交付の上限額を算定するものとする。
- 2 死亡・重傷病緊急支援金を交付したときは、同一の犯罪被害について転居・防犯対策緊急支援金は交付しないものとし、転居・防犯対策緊急支援金を交付した後に死亡・重傷病緊急支援金を交付する場合には、既に交付した転居・防犯対策緊急支援金の額を控除するものとする。
- 3 前項の規定は、第1項の規定による再度の交付には適用しない。

議案第34号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
29 鳥取県臨時財政対策債還金	地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の2第1項に規定する地方債（以下「臨時財政対策債」という。）の償還に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	臨時財政対策債の償還の財源に充てるとき。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
29 鳥取県臨時財政対策債還金	地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の2第1項に規定する地方債（以下「臨時財政対策債」という。）の償還に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	臨時財政対策債の償還の財源に充てるとき。
30 鳥取県	令和6年度に鳥取県	一般会計	(1) 一般会計歳入歳出	当該基金の設置目的

	<p>ねん りん ピツ ク基 金</p> <p>において全 国健康福祉 祭を開催す るために必 要な経費に 充てること。</p> <p>歳入 歳出 予算 に定 める 額</p> <p>予算に計上 して、当該 基金の設置 目的を達成 するために 必要な経費 の財源に充 当 (2) (1) の ほか、一般 会計歳入歳 出予算に計 上して基金 に積立て</p> <p>を達成する ために必要 な経費の財 源に充てて るとき。</p>
30 略	31 略
31 略	32 略
32 略	33 略
33 略	34 略
34 略	35 略

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）			
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理
略			
35 鳥取県犯罪被害者支援基金	鳥取県犯罪被害者支援基金（令和8年鳥取県条例第3条第1項各号）に規定する支援金の交付に要する経費に充て	一般会計歳出歳出予算に定める額	一般会計歳出歳出予算に積立て
(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てると		(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てると	
(2) 鳥取県犯罪被害者等に對する支援金の交付に關す		(2) 鳥取県犯罪被害者等に對する支援金の交付に關す	

<p>る条例第 6条第5 項の規定 による返 還の財源 に充てら るべき。</p>					
<p>る条例第 6条第5 項の規定 による返 還の財源 に充てら るべき。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="247 1818 561 1937"> <p>36 鳥 取 県 域 来 地 未 基 基金</p> </td> <td data-bbox="561 1624 1273 1937"> <p>県内にお ける産業 の活性化 及び並 びに地産 の付加価 値の向上 のための 施策に充 てること。</p> </td> <td data-bbox="561 1534 1273 1624"> <p>一般 会計 歳入 歳出 予算に 定める 額</p> </td> <td data-bbox="561 1326 1273 1534"> <p>(1) 一般 歳入に計 入し、当 該基金の 設置目的 を達成す るための 必要な 経費に充 てること。 (2) (1)の ほか、一 般歳入計 入に計上 する基金 に積立て</p> </td> </tr> </table>	<p>36 鳥 取 県 域 来 地 未 基 基金</p>	<p>県内にお ける産業 の活性化 及び並 びに地産 の付加価 値の向上 のための 施策に充 てること。</p>	<p>一般 会計 歳入 歳出 予算に 定める 額</p>	<p>(1) 一般 歳入に計 入し、当 該基金の 設置目的 を達成す るための 必要な 経費に充 てること。 (2) (1)の ほか、一 般歳入計 入に計上 する基金 に積立て</p>
<p>36 鳥 取 県 域 来 地 未 基 基金</p>	<p>県内にお ける産業 の活性化 及び並 びに地産 の付加価 値の向上 のための 施策に充 てること。</p>	<p>一般 会計 歳入 歳出 予算に 定める 額</p>	<p>(1) 一般 歳入に計 入し、当 該基金の 設置目的 を達成す るための 必要な 経費に充 てること。 (2) (1)の ほか、一 般歳入計 入に計上 する基金 に積立て</p>		

第3条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）			
名称	設置目的	積立 て	運用益金の整 理又は処理
略			
23 鳥 取 未 来 人 材 育 成 基 金	県内外の協 産業界の協 力を得て、 奨学金の返 還支援助業 を行うこと により、大 学生等の県 内への就業 を支援し、 県内産業を 担う人材の 育成及び確	一般 会計 歳入 歳出 予算 に定 める 額	一般 会計 歳入 歳出 予算 に定 める 額
			当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

保を図ること。	<p>24 鳥 島 根 原 子 力 発 電 所 に 係 る 原 子 力 防 災 対 策 基 金</p>	保を図ること。	<p>一般 会 計 入 出 算 に 定 め る 額</p>	<p>(1) 一 般 会 計 入 算 予 算 上 当 該 基 金 の 設 置 目 的 を 達 成 する ため に 必 要 な 経 費 の 財 源 に 充 てる とき。</p>	<p>(1) 一 般 会 計 入 算 予 算 上 当 該 基 金 の 設 置 目 的 を 達 成 する ため に 必 要 な 経 費 の 財 源 に 充 てる とき。</p> <p>(2) (1) の ほか、一 般 会 計 入 算 予 算 上 当 該 基 金 に 積 立 て</p>
24 略					25 略
25 略					26 略
26 略					27 略
27 略					28 略
28 略					29 略

<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	<u>32</u> 略
<u>32</u> 略	<u>33</u> 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略
<u>34</u> 略	<u>35</u> 略
<u>35</u> 略	<u>36</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第3条の規定 令和8年6月1日

議案第35号

鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

(鳥取県公益認定等審議会条例の一部改正)

第1条 鳥取県公益認定等審議会条例（平成20年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(鳥取県附属機関条例の一部改正)</p> <p>第2条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。</p>	
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>

調査審議する事項	
名称	略
略	略
鳥取県 公益認 定等審 議会	<p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項に規定する事項</p>
略	略
調査審議する事項	
名称	略
略	略
鳥取県 公益認 定等審 議会	<p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項に規定する事項</p> <p>(3) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第38条において準用する同法第34条第1項及び第3項に規定する事項</p>
略	略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第36号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	各市町（ <u>境港市を除く。</u> ）
29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	各市町（ <u>境港市を除く。</u> ）
略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町
29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町
略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表28の項及び29の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

議案第37号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「<u>濫用等</u>のおおそれのある医薬品」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等</u> <u>に關する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の</u> <u>2に規定する濫用等</u>のおおそれのある医薬品</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「<u>濫用等</u>のおおそれのある医薬品」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) <u>医薬品医療機器等法第36条の11第1項に規定する指定濫</u> <u>用防止医薬品</u></p> <p>(2) 略</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

議案第38号

鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

目次

第1章～第3章 略

第4章 国民健康保険事業費納付金

第1節～第4節 略

第5節 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額 (第23条—
第26条)

第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金 (第27条—第29条)

第6章 雑則 (第30条)

附則

(知事が定める数の告示)

第8条 知事は、次条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、
第19条、第22条、第23条及び第26条の規定により数を定めたとき
は、当該数を告示するものとする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第22条 略

第5節 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額

目次

第1章～第3章 略

第4章 国民健康保険事業費納付金

第1節～第4節 略

第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金 (第23条—第25条)

第6章 雑則 (第26条)

附則

(知事が定める数の告示)

第8条 知事は、次条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、
第19条及び第22条の規定により数を定めたときは、当該数を告
示するものとする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第22条 略

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)

第23条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第24条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金被保険者数等割合)

第25条 子ども・子育て支援納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金被保険者均等割指数)

第26条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、
0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条
の7第5項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

(交付金の交付の要件)

第27条 略

(拠出金の額等)

第28条 略

(拠出金の納付期限の延長)

第29条 略

(委任)

第30条 略

(交付金の交付の要件)

第23条 略

(拠出金の額等)

第24条 略

(拠出金の納付期限の延長)

第25条 略

(委任)

第26条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県国民健康保険条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第39号

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「保健師等」という。）のうち1人を保育士（鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。）とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3～9 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「保健師等」という。）のうち1人を保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3～9 略</p>
<p>(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表第1 (第6条関係)			別表第1 (第6条関係)		
1 児童発達支援			1 児童発達支援		
区分	基準	区分	区分	基準	
従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ア 略 イ 児童指導員又は保育士 <u>（鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。）</u>	従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ア 略 イ 児童指導員又は保育士	1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ア 略 イ 児童指導員又は保育士	
略	ウ・エ 略 (2)～(4) 略 2～6 略	略	ウ・エ 略 (2)～(4) 略 2～6 略	ウ・エ 略 (2)～(4) 略 2～6 略	
2～4 略		2～4 略			2～4 略

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として<u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士（鳥取県の<u>区域に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）</u>の資格を有する者</u>については、令和12年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許又は小学校教諭若しくは<u>養護教諭の普通免許状を有する者</u>（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>附 則</p> <p>第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和12年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>2～4 略</p>

（鳥取県一時保護施設に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取県一時保護施設に関する条例（令和7年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）			
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあっては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。 (1)・(2) 略 (3) 児童指導員又は保育士	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあっては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。 (1)・(2) 略 (3) 児童指導員又は保育士
略		略	
入所者の支援等	1～8 略 9 職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u> その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。	入所者の支援等	1～8 略 9 職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10各号に掲げる行為</u> その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。

略

略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第5条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に就いて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(15の2) 略 (15の3) 児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく <u>保育士の登録</u> 1件につき4,200円 (15の4)・(15の5) 略 (15の6) 児童福祉法第18条の28第1項の規定に基づく <u>地域限</u>	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に就いて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(15の2) 略 (15の3) 児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく <u>保育士の登録</u> 1件につき4,200円 (15の4)・(15の5) 略

定保育士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 筆記試験及び実技試験の全部を免除するもの 1 件につき2,400円

イ その他のもの 1 件につき12,700円

(15の7) 前号に規定する地域限定保育士試験に合格したこと
を証する書類の再交付 1 件につき650円

(15の8) 児童福祉法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士登録 1 件につき4,200円

(16) 児童福祉法施行令第20条の6の規定により読み替えて使用する同令第17条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の書換え交付 1 件につき1,600円

(17) 児童福祉法施行令第20条の6の規定により読み替えて使用する同令第18条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の再交付 1 件につき1,100円

(18) 略

(19)～(329) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に

(15の6) 略

(16)から(18)まで 削除

(19)～(329) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に

<p>納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、 その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5の2) 児童福祉法第18条の32第1項の規定により知事の指 定する者に地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせ る場合における前項第15号の6の手数料 地域限定保育士試 験の実施に関する事務を行う者</u></p> <p><u>(5の3) 略</u></p> <p>(6)～(17) 略</p>	<p>納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、 その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5の2) 略</u></p> <p>(6)～(17) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県食品衛生条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(営業許可証等)

第5条 知事は、法第55条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）に対し、当該許可を受けたことを証する書面（以下「許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該許可営業者が自動車、自動販売機又は全自動調理機（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第19第5号口に規定する全自動調理機をいう。以下同じ。）により営業を行う者（以下「自動車営業者等」という。）であるときは、併せて、当該自動車、自動販売機又は全自動調理機ごとに当該許可に係る標識（以下「許可標識」という。）を交付するものとする。

2 許可営業者は、自らが許可営業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならぬ。

(1) 略

(2) 自動車営業者等 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用する全ての自動車、自動販売機及び全自動調理機の見やすい箇所に貼り付けること。

(営業許可証等)

第5条 知事は、法第55条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）に対し、当該許可を受けたことを証する書面（以下「許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該許可営業者が自動車又は自動販売機により営業を行う者（以下「自動車営業者等」という。）であるときは、併せて、当該自動車又は自動販売機ごとに当該許可に係る標識（以下「許可標識」という。）を交付するものとする。

2 許可営業者は、自らが許可営業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならぬ。

(1) 略

(2) 自動車営業者等 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用する全ての自動車及び自動販売機の見やすい箇所にはり付けること。

3・4 略

別表第1（第4条関係）

1 共通基準

(1)～(4) 略

(5) その他

ア 略

イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態^イで飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。）^イをする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

(ア)～(エ) 略

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合（従業者が常駐せず全自動調

3・4 略

別表第1（第4条関係）

1 共通基準

(1)～(4) 略

(5) その他

ア 略

イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態^イで飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。）^イをする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

(ア)～(エ) 略

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合及び同条第4号に規定する魚

理機により調理された食品を販売する場合を除く。2の項第1号アにおいて同じ。）及び同条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において販売をする場合にあっては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3号ク、ケ、シ、ス、タ及びチ並びに前号キの基準を適用しない。

オ 略
カ 略
キ 略
ク 略
(6) 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

ア 自動車において調理をする場合にあっては、使用目的及び業務能力に応じた十分な量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食

介類販売業のうち、自動車において販売をする場合にあっては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ 略
オ 略
カ 略
キ 略
(6) 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、使用目的及び業務能力に応じた十分な量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 施設（全自動調理機を含む。（イ）及び（カ）において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

(イ) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

(ウ) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(エ) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(オ) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

(カ) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

<p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 食肉処理業</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則別表第17第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を有すること。</p> <p>(ウ)・(エ) 略</p> <p>キ 略</p> <p>(10)～(30) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 食肉処理業</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。</p> <p>(ウ)・(エ) 略</p> <p>キ 略</p> <p>(10)～(30) 略</p> <p>3・4 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

議案第41号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1（第2条の2関係）

名称	位置
略	
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原
略	
大野団地	東伯郡北栄町国坂
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
法勝寺団地	西伯郡南部町倭

別表第2（第26条関係）

名称	管理を行わせる者
略	
船岡団地 隼団地	八頭町

別表第1（第2条の2関係）

名称	位置
略	
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原
土師百井団地	八頭郡八頭町土師百井
略	
大野団地	東伯郡北栄町国坂
栄第1団地	東伯郡北栄町亀谷
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎
法勝寺団地	西伯郡南部町倭
伯南第1団地	日野郡日南町三栄
伯南第2団地	日野郡日南町霞

別表第2（第26条関係）

名称	管理を行わせる者
略	
土師百井団地 船岡団地 隼団地	八頭町

略		
大野団地	栄第2団地	北栄町
陰田団地		米子市
法勝寺団地		南部町
略		

略			
大野団地	栄第1団地	栄第2団地	北栄町
陰田団地			米子市
浜の上第1団地			大山町
法勝寺団地			南部町
伯南第1団地	伯南第2団地		日南町
略			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 2 号

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和44年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(分担金の徴収)

第2条 県は、県営土地改良事業（法第87条の3第1項（法第96条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）を施行する場合には、当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にあ
る土地につき法第3条に規定する資格を有するものから分担金を徴収する。

2 略

(特別徴収金の徴収)

第5条 県は、規則で定める県営土地改良事業（機構関連事業、法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業及び法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事を完了した旨の公告が

(分担金の徴収)

第2条 県は、県営土地改良事業（法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）を施行する場合には、当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものから分担金を徴収する。

2 略

(特別徴収金の徴収)

第5条 県は、規則で定める県営土地改良事業（機構関連事業、法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業及び法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事を完了した旨の公告が

あった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途（法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下同じ。）に供するため所有権の移転等（法第36条の3第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合は、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）から第3号までのいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項（法第96条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当

あった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途（法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下この項において同じ。）に供するため所有権の移転等（法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合は、（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第2号に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の

該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知らず）の指定したときは、その指定した年度（その年度が到来する前の年度を知らず）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ法第91条の2第6項の第1号から第3号までのいずれかに定める場合に該当するとき、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、農地中間管理機構に対し農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する法第87条の3第1項第1号に規定する農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であつて、引き続き当該農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があつた日から、当該農業経営連事業の計画を定めた旨の公告があつた日から、当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上である場合は、この限りでない。

3・4 略

(特別徴収金の額)

完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知らず）の指定したときは、その指定した年度（その年度が到来する前の年度を知らず）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ法第91条の2第6項第1号又は第2号のいずれかに定める場合に該当するとき、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、農地中間管理機構に対し農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する法第87条の3第1項第1号に規定する農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であつて、引き続き当該委託の解除に係る土地に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があつた日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上である場合は、この限りでない。

3・4 略

(特別徴収金の額)

第6条 前条第1項の規定により徴収する特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額に特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に地域内の面積に対する割合を乗じて得た額から、当該土地改良事業につき徴収する分担金の額並びに法第91条第2項及び第3項の規定による市町村負担金の額に当該割合を乗じて得た額を控除して得た額（当該土地が目的外用途に供されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入のうち当該目的外用途に供された土地に係るものを控除した額）の範囲内で、知事が定める額とする。

2 前条第2項の規定の特別徴収金の額については、前項の規定を準用する。

第6条 前条第1項又は第2項の規定により徴収する特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額に特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額から、当該土地改良事業につき徴収する分担金の額並びに法第91条第2項及び第6項の規定による市町村負担金の額に当該割合を乗じて得た額を控除して得た額（当該土地が目的外用途（法第91条の2第1項又は第6項第1号イに規定する目的外用途をいう。）に供されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入のうち当該目的外用途に供された土地に係るものを控除した額）の範囲内で、知事が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県採石条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1（第5条、第7条、第8条関係）

採石認可の基準

項目	基準
略	
6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	<p>(1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等（騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。）、廃土又は廃石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 火薬を使用するとき は、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>(ア) あらかじめ定められた危険区域に<u>関係者以外</u>の進入を防止する措置を講ずること。</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>セ・ソ 略</p>

別表第1（第5条、第7条、第8条関係）

採石認可の基準

項目	基準
略	
6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	<p>(1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等（騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。）、廃土又は廃石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 火薬を使用するとき は、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>(ア) あらかじめ危険区域を定めて見張人を配置し、<u>関係者以外</u>の進入を防止すること。</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>セ・ソ 略</p>

略	(2)～(4) 略
略	(2)～(4) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
医師海外留学資金貸付金	3 前号に該当する場合は、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなつたとき。	債務の全部又は一部は
県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験すること困難しい診療に係る知識又は技術を修得する者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務		

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
医師海外留学資金貸付金	3 前号に該当する場合は、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなつたとき。	債務の全部又は一部は
県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験すること困難しい診療に係る知識又は技術を修得する者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務		

<p>に従事し、その成果を伝達しよ うとするもの に 対して貸し付け る資金</p>	<p>に従事し、その成果を伝達しよ うとするもの に 対して貸し付け る資金</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。</p> <p>2 県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著し</p>	<p>に従事し、その成果を伝達しよ うとするもの に 対して貸し付け る資金</p>
<p>教員養成奨学金</p>	<p>県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下この項において「県内学校」という。）における教員の確保及び質の向上に資するため、鳥取大学において教員の免許状の授与の所要資格を得ようとする者（県内学校の教員を確保するた めに設置される特別の入学枠に</p>	<p>債務の全部</p>	<p>に従事し、その成果を伝達しよ うとするもの に 対して貸し付け る資金</p>

より入学した者に限る。) で、将来県内学校において教員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	い障害を受けたためその業務に従事することができなくなるとき。 3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため県内学校において任期の定めない教員の業務に従事することができなくなるとき。	債務の全部又は一部は
--	--	------------

略

備考

1 介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄第1号及び教員養成奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかつた期間において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続きしているものとみなす。

2～10 略

--	--	--

略

備考

1 介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかつた期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続きしているものとみなす。

2～10 略

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

